

《參考資料編》

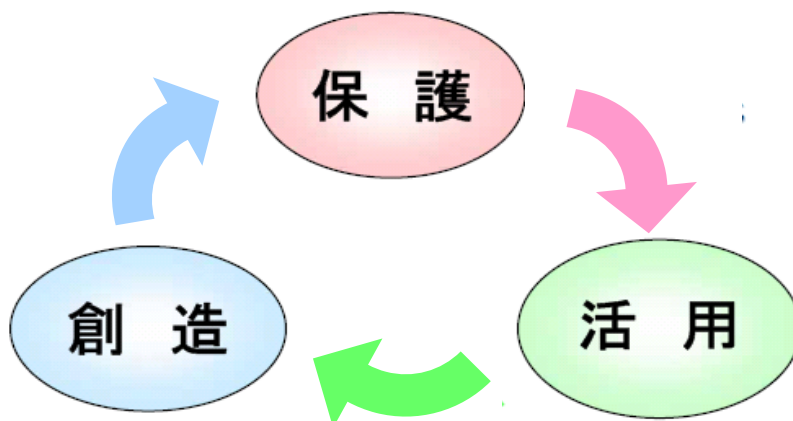
目 次

第 1 知的財産に関する統計等資料	1
1 知的創造サイクル及び知的財産の種類	1
2 静岡県の産業及び知的財産に係る現状	2
(1) 製造品出荷額	2
(2) 本県の産業財産権に関する出願・登録状況	2
(3) 公開特許公報による本県の特許出願の傾向	4
(4) 特許情報活用支援アドバイザーの活動実績	6
(5) 本県の地域団体商標の登録状況	6
(6) 県試験研究機関における知的財産の現状	8
第 2 静岡県知的財産推進指針検討委員会	9
1 静岡県知的財産推進指針検討委員会設置要綱	9
2 静岡県知的財産推進指針検討ワーキンググループ設置要綱	11
3 検討委員会及びワーキングの開催状況	12
4 検討委員会議事録	13
(1) 第 1 回静岡県知的財産推進指針検討委員会議事録	13
(2) 第 2 回静岡県知的財産推進指針検討委員会議事録	19

第1 知的財産に関する統計等資料

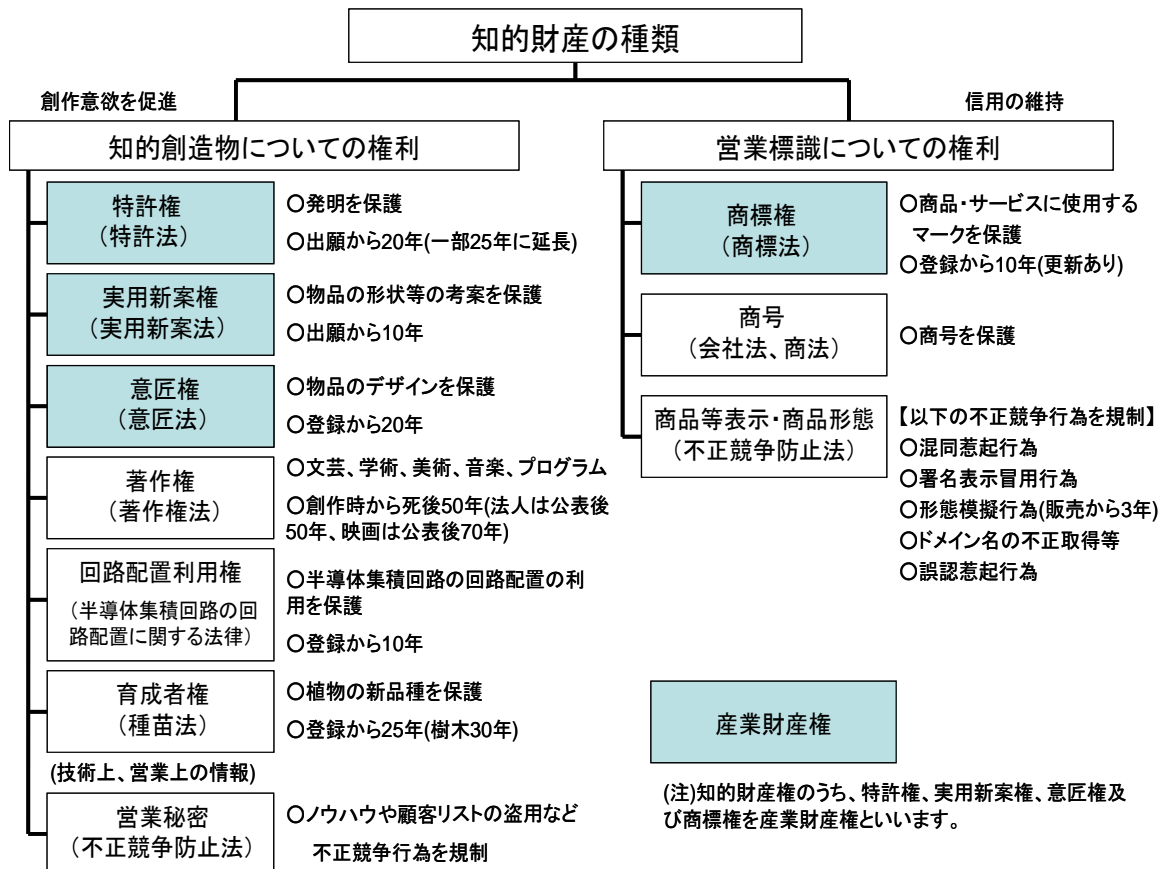
1 知的創造サイクル及び知的財産の種類

図1 知的創造サイクル



(出典：内閣知的財産戦略本部「知的財産推進計画2007」)

図2 知的財産の種類



(出典：特許庁 HP)

2 静岡県の産業及び知的財産に係る現状

(1) 製造品出荷額

平成 21 年の本県における製造品出荷額は 14 兆 7,168 億円(平成 21 年工業統計速報)で、これは愛知県に次ぐ全国 2 位の規模である。(表 1)

表 1 製造品出荷額の上位 10 都道府県 (平成 21 年) (単位:兆円)

順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
都道府県	愛知	静岡	神奈川	大阪	兵庫	千葉	埼玉	茨城	三重	広島
製造品 出荷額	33.6	14.7	14.4	13.8	13.0	12.0	11.1	9.4	9.2	7.7

(出典:平成 21 年工業統計速報)

(2) 本県の産業財産権に関する出願・登録状況

産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)の出願及び登録件数は、概ね全国 10 位前後に位置しているが、製造品出荷額の全国 2 位と比べると、低い位置にある。(表 2、3)

また、最近 10 年間の産業財産権の出願件数は、実用新案権を除き、減少傾向にあり、特に特許出願件数の減少は大きい。(図 3)なお、近年は景気悪化の影響もあり、企業の知的財産に関する考え方が、件数よりも質を重視する傾向にあるとともに、ノウハウを企業秘密として保持し、あえて出願登録しない場合も増えており、出願件数の減少につながっているものと考えられる。

表2 産業財産権に関する出願・登録の上位15都道府県（平成21年）

全国 順位	特許		実用新案		意匠		商標	
	出願	登録	出願	登録	出願	登録	出願	登録
1	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京	東京
2	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪	大阪
3	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知	愛知
4	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川	神奈川
5	京都	京都	埼玉	埼玉	兵庫	兵庫	兵庫	兵庫
6	兵庫	兵庫	兵庫	兵庫	埼玉	京都	京都	京都
7	埼玉	静岡	静岡	静岡	京都	岐阜	福岡	福岡
8	静岡	埼玉	千葉	千葉	岐阜	埼玉	埼玉	埼玉
9	広島	広島	福岡	京都	福岡	福岡	静岡	静岡
10	福岡	福岡	京都	福岡	新潟	静岡	千葉	千葉
11	千葉	長野	広島	広島	静岡	新潟	北海道	北海道
12	長野	千葉	北海道	北海道	広島	富山	岡山	岡山
13	茨城	愛媛	茨城	茨城	千葉	広島	広島	広島
14	愛媛	群馬	岐阜	新潟	富山	奈良	新潟	長野
15	山口	岐阜	新潟	岐阜	岡山	千葉	長野	岐阜

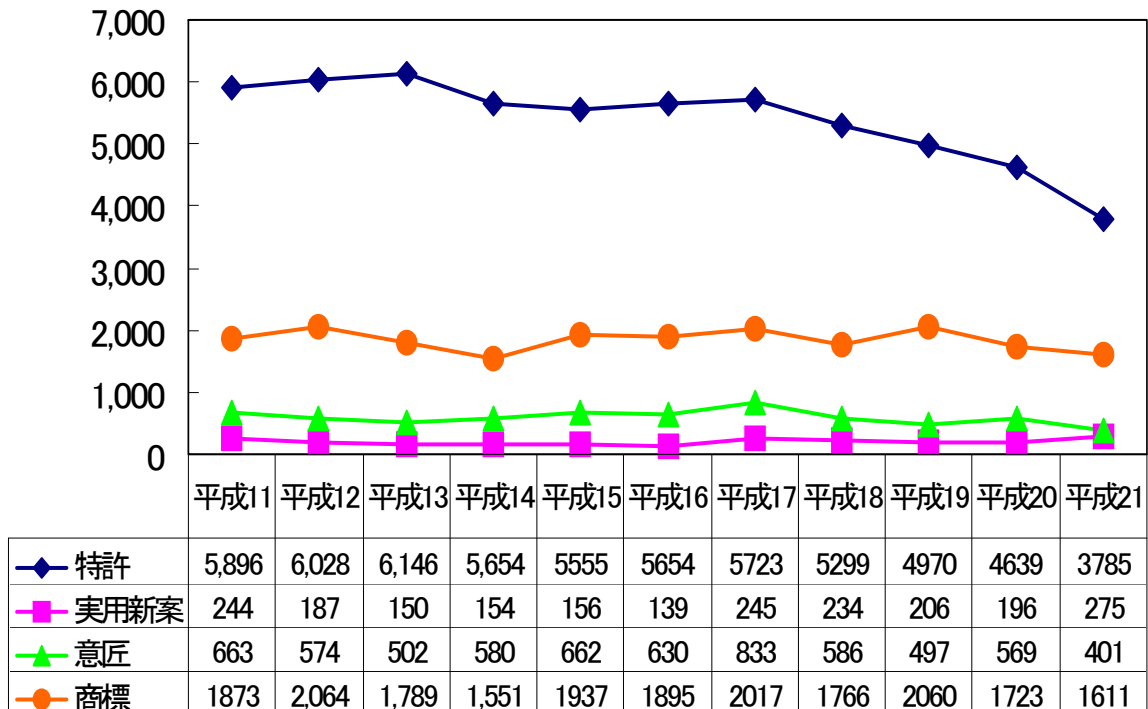
（出典：特許行政年次報告書）

表3 産業財産権に関する県内の出願・登録状況（平成21年）

	出願			登録		
	件数	全国順位	全国比率	件数	全国順位	全国比率
特許	3,785	8	1.1%	2,776	7	1.4%
実用新案	275	7	2.9%	247	7	2.7%
意匠	401	11	1.3%	418	10	1.5%
商標	1,611	9	1.5%	1,439	9	1.3%

（出典：特許行政年次報告書）

図3 静岡県産業財産権出願件数の推移



(出典：特許行政年次報告書(特許庁))

(3) 公開特許公報による本県の特許出願の傾向

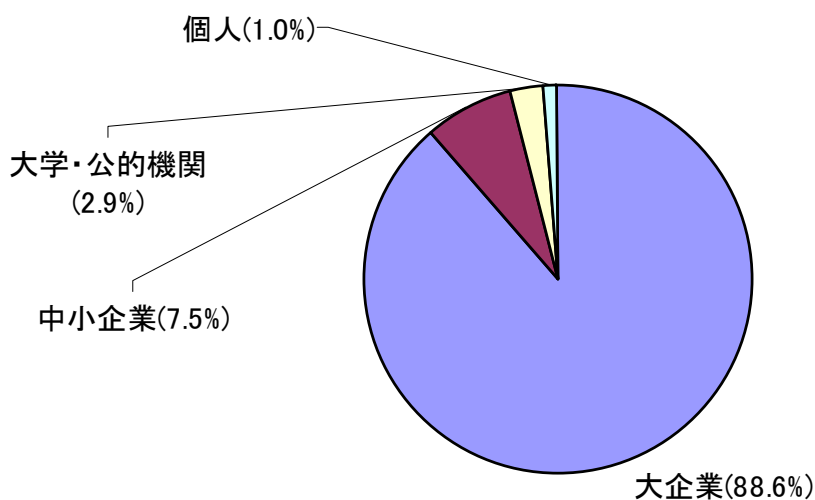
平成21年に公開特許公報に掲載された出願人別件数の上位15機関は、大企業と大学で構成されており、県全体の約65%を占めるなど、特許出願が一部の大企業等に偏在していることがわかる。(表4)

また、3件以上の特許が公開された出願人の内訳についても、大企業が88.6%、中小企業が7.5%であり、大企業を中心とした特許出願が行われていることがわかる。(図4)

表 4 公開特許公報に掲載された出願人上位 15 機関（平成 21 年）

出願者	業種	企業規模	公開特許件数	比率 (%)
ヤマハ(株)	その他	大企業	859	18.4
ヤマハ発動機(株)	輸送用機器	大企業	642	13.8
スズキ(株)	輸送用機器	大企業	305	6.5
アスモ(株)	輸送用機器	大企業	243	5.2
浜松ホトニクス(株)	電気機器	大企業	197	4.2
NEC アクセステクノカ(株)	電気機器	大企業	147	3.2
(株)ニューフレアテクノロジー	輸送用機器	大企業	114	2.4
(株)河合楽器製作所	一般機械	大企業	111	2.4
日本プラスト(株)	その他	大企業	97	2.1
ジヤトコ(株)	輸送用機器	大企業	95	2.0
ポーラ化成工業(株)	化学製品	大企業	74	1.6
富士機工(株)	輸送用機器	大企業	53	1.1
静岡大学	大学	大学	52	1.1
FDK エナジー(株)	電気機器	大企業	38	0.8
ヤマハリビングテック(株)	その他	大企業	38	0.8
上位 15 機関合計			3,065	65.7
全体合計			4,664	100

図 4 公開特許公報に 3 件以上の特許が掲載された出願人別構成比（平成 21 年）



(4) 特許情報活用支援アドバイザーの活動実績

国は、特許・実用新案・意匠・商標に関する情報や審査経過等をインターネットで検索できる「特許電子図書館（IPDL）」を整備するとともに、その普及のため、知的所有権センターに対し、検索指導等を行う特許情報活用支援アドバイザーを派遣している。本県には2名の特許情報活用支援アドバイザーが派遣されており、IPDL利用のための講習会や検索指導等により、知的財産を活用した県内中小企業等の技術開発支援を行っている。（表5）

表5 特許情報活用支援アドバイザーの活動実績（平成21年度）

	静岡県東部地域知的所有権センター	静岡県知的所有権センター	静岡県浜松地域知的所有権センター	合計
来訪者の相談・支援	46件	183件	206件	837件
企業訪問等による知的財産検索指導	168件(249人)	106件(156人)	128件(185人)	
講習会の開催件数	8回(73人)	13回(84人)	23回(111人)	44回

(5) 本県の地域団体商標の登録状況

近年、各地域において、農林水産物や食品などの特産品、伝統工芸品などに地域名等を付した共通のブランド名を用いて、他製品との差別化・高付加価値化を図ろうとする「地域ブランド」に対する取組が注目されている。

このような中で、商標法の改正により、平成18年4月から「地域団体商標制度」が導入され、事業協同組合等が地域名と商品・サービス名を組み合わせた商標を「地域団体商標」として登録することが、一定の範囲で周知となったものについて、認められることになった。

現在、全国で456件の地域団体商標が登録査定されており、本県は14件（全国7位）が登録査定を受けている。（表6）

表6 県内の地域団体商標登録（14件）

（平成22年5月末）

	地域団体商標	権利者
1	駿河湾桜えび	蒲原桜海老商業協同組合 由比桜海老商工協同組合 大井川港桜海老商業協同組合
2	由比桜えび	由比港漁業協同組合 由比桜海老商工協同組合
3	焼津鰹節	焼津鰹節水産加工協同組合
4	丹那牛乳	函南東部農業協同組合
5	川根茶	川根茶業協同組合
6	三ヶ日みかん	三ヶ日町農業協同組合
7	静岡茶	静岡県経済農業共同組合連合会 静岡県茶商工業共同組合
8	駿河漆器(文房具類)	静岡漆器工業共同組合
9	駿河漆器(手鏡、盆類)	静岡漆器工業共同組合
10	駿河漆器(食器類)	静岡漆器工業共同組合
11	沼津ひもの	沼津魚仲買商協同組合 静岡ひもの協同組合
12	掛川茶	掛川茶商共同組合 掛川市農業協同組合 遠州夢咲農業協同組合
13	伊東温泉	伊東温泉旅館ホテル協同組合
14	伊豆長岡温泉	伊豆長岡温泉旅館共同組合

（出展：特許庁 2010 地域団体商標）

(6) 県試験研究機関における知的財産の現状

本県の試験研究機関は、農林技術研究所、畜産技術研究所、水産技術研究所、工業技術研究所及び環境衛生科学研究所の5つの研究所で構成されており、試験研究機関の枠を越えて横断的に課題解決を行うプロジェクト研究を実施するなど、研究開発の促進による新たな知的財産の創造に取り組んでいる。(表7)

表7 県試験研究機関による特許出願件数及び実施許諾件数の推移

年 度	H19	H20	H21
特許出願件数	20	9	14
実施許諾契約件数	18	17	12
実施料収入(千円)	1,109	1,061	926

(研究調整課調べ)

第2 静岡県知的財産推進指針検討委員会

1 静岡県知的財産推進指針検討委員会設置要領

(趣旨)

第1 本県産業の活性化を図るため、県の知的財産に関する基本方針を示した「静岡県知的財産推進指針（以下「指針」という。）」を策定する。なお、指針案の検討は、「静岡県知的財産推進指針検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置して行う。

(検討事項)

第2 委員会は、前条の趣旨に則り、以下の事項について検討する。

- (1) 指針案に関すること。
- (2) その他、指針案の検討に必要な事項に関すること。

(構成)

第3 委員会は、別表1に掲げる静岡県経済産業部長から委嘱を受けた外部有識者等をもって構成する。

- 2 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は委員が互選する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第4 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席を持って成立する。
- 3 委員長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者（オブザーバー等）を出席させ、意見を聴取することができる。

(事務局)

第5 委員会の事務局は、静岡県経済産業部商工業局新産業集積課に置く。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮りその都度定める。

附 則

この要領は、平成22年10月7日から施行する。

(別表1 第3条関係)

静岡県知的財産推進指針検討委員会委員名簿

	所属	役職	氏名
1	静岡県知的所有権センター	特許流通アドバイザー	風間 泰寛
2	日本弁理士会静岡県委員会	委員長	増田 恒則
3	丸善工業株式会社	代表取締役会長	諏訪部 光市
4	焼津水産化学工業株式会社	代表取締役会長	坂井 和男
5	パルステック工業株式会社	代表取締役社長	熊谷 正史
6	財団法人しずおか産業創造機構	技術コーディネータ	前田 勝美
7	社団法人発明協会静岡県支部 パテント部会	幹事	鈴木 直博
8	静岡大学知的財産本部	特任教授 (知財コーディネータ)	吉田 典江

2 静岡県知的財産推進指針検討ワーキンググループ設置要綱

(目的)

第1条 「静岡県知的財産推進指針(以下「指針」という。)」の策定に当たり、部内関係課の連携・調整及び指針案の作成等を行うため、「静岡県知的財産推進指針検討ワーキンググループ(以下「WG」という。)」を設置する。

(検討事項)

第2条 WGは、前条の趣旨に則り、次の事項について検討する。

- (1) 指針案の作成に関する事。
- (2) その他指針案の作成に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 WGは、別表に掲げる者(以下「メンバー」という。)をもって構成する。

2 WGに座長を置き、座長は新産業集積課技術振興班長とする。

(運営)

第4条 WGは座長が召集し、主宰する。

2 座長が必要と認める場合は、WGにメンバー以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第5条 WGの事務局は、経済産業部商工業局新産業集積課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、WGの運営等に関し必要な事項は、座長がWGに諮り、その都度定める。

附 則

この要領は、平成22年10月7日から施行する。

(別表 第3条関係) 静岡県知的財産推進指針検討ワーキンググループ名簿

所属	担当
経済産業部 管理局政策監付	業務担当
経済産業部 振興局マーケティング推進課	地域ブランド担当
経済産業部 振興局研究調整課	県有特許担当
経済産業部 商工局商工振興課	主管課業務担当
経済産業部 商工業局新産業集積課	知財計画担当

3 検討委員会及びワーキングの開催状況

年 月 日	事 項
平成22年10月14日	第1回静岡県知的財産推進指針検討ワーキング ・知的財産に関する現状、課題及び対応策について
平成22年11月 8日	第2回静岡県知的財産推進指針検討ワーキング ・指針の構成について ・指針の施策体系について
平成22年11月24日	第1回静岡県知的財産推進指針検討委員会 ・指針の構成について ・知的財産に関する現状と課題について
平成23年 1月14日	第3回静岡県知的財産推進指針検討ワーキング ・ふじのくに知的財産創造・保護・活用指針（仮称）の素案について
平成23年 2月 1日	第2回静岡県知的財産推進指針検討委員会 ・ふじのくに知的財産創造・保護・活用指針（仮称）の素案について

4 検討委員会議事録

(1) 第1回静岡県知的財産推進指針検討委員会議事録

日 時	平成22年11月24日(水) 10時から12時
場 所	静岡県庁 別館7階 第2会議室B
出席者	静岡県知的財産推進指針検討委員会委員 8名(内1名代理出席) オブザーバー 1名(関東経済産業局) 事務局:静岡県経済産業部長、静岡県経済産業部理事 ほか5名
審議事項	静岡県知的財産推進指針(仮称)骨子素案について(意見交換)
審議内容	・事務局から、指針策定の経緯と目的、スケジュールについて説明 ・意見交換(本県の知的財産に関する現状と課題について)

【委員長】

- ・現在、事務局が考えている現状と課題について説明があった。これを参考に皆様が考える課題や行政に求める施策等についてご自由に発言をいただきたい。

【委員】

- ・製造品出荷額が全国2位に対し、出願順位が10位前後となっているが、原因は何か。

【事務局】

- ・県内の事業所から出願していた企業が、知財管理の観点から事業所ではなく、本社から出願するケースが多くなったことが原因の一つと考えている。

【委員】

- ・最近の若者の傾向として、理系離れや新しいものを生み出そうという意識が薄いと感じる。枠の中に収まろうとする傾向があり、発明を行う人材不足を感じる。
- ・小学校時代から、ものづくりや発明の楽しさを教える必要があると感じている。

【事務局】

- ・小学生や中学生の若年層に対しては、発明協会静岡県支部が啓発事業を行っている。理工系大学では、知的財産に関する授業が行われている。
- ・高校生向けの取組が抜けており、将来の人材を育成する観点から、高校生に対する取組も必要と感じている。

【委員長】

- ・子供達には、法律知識を教えるのではなく、いろいろなことを発想する意識を子供の頃から根付かせる文化が必要ではないか。確かに、発明協会も取り組んでいるが、教育界の支援も必要と感じる。

【委員】

- ・中小企業にとっては、大学や県の試験研究機関のサポートはとても助かる。
- ・ただし、中小企業の中には、大学などの敷居の高さを感じているところも多く、相談に行けないところも多い。
- ・大学や県の試験研究機関には、積極的に中小企業をサポートする意識を持って

raitai。

【委員】

- ・ 国では、企業の視点で大学のシーズを発掘して、事業化を目指す場合の助成制度を設けているが、現実には、大学が企業を探して申請するケースが多いと思う。
- ・ 大学のシーズは、すぐに事業化できるものが少なく、企業が求める技術段階と乖離していることが多い。
- ・ 大学の意識と企業の要求レベルの差を、公設試験研究機関が取り持つような取組があれば、産学の連携が活性化すると思う。
- ・ コーディネータが大学のシーズを発掘して、企業の要求レベルとすり合わせることも必要である。

【委員長】

- ・ 大学の立場ではどうか伺いたい。

【委員】

- ・ 承認 TLO として、新たに「静岡 TTO」が活動を開始したので、企業と大学との橋渡し役を担うことを期待している。

【委員】

- ・ 大学の研究成果は、良い成果でも使われない場合が多いのではないかと。商工会議所などを通じて、企業から大学に接触し、どんな技術があるのかを探すということをもっとやるべきだと思う。

【委員長】

- ・ 大学との共同研究を実施した経験があれば意見を聞きたい。

【委員】

- ・ 大学とは、共同研究や特許の共同出願をしたことがあるが、利益に結びつくような技術は少ないように思う。事業化は企業の役割だが、研究成果が将来の事業化につながるか否かの判断は難しい。
- ・ 研究シーズは、発表されてオープンな状態になると魅力がなくなる。企業としては、研究の構想段階で情報提供してもらい、共同研究につなげたい。
- ・ 特許の出願や保持は、中小企業にとって財政的にも人的にも負担が大きい。業界によっては、特許ではなく、ノウハウとして活用するほうが有効な場合も多い。

【オブザーバー】

- ・ 国では、人材育成として、大学の教授を対象とした知財セミナーを各県で開催している。また、小中高生向けと高校の教員向けのセミナーも実施している。
- ・ 県でも、教育委員会などが中心となり、人材育成に取り組んではどうか。

【委員長】

- ・ 工業高校の生徒は、企業に入って即戦力となる。発明は研究者だけではなく、現場からも生まれるので、関係機関が連携し、高校生向けの知財教育に取り組んでもらいたい。

【委員】

- ・ 特許の出願や維持管理の費用が年間でかなりになる。中小企業にとっては、費用負担が大きな問題である。
- ・ 大学との共同研究は、良い研究を見つけても、既に他県の企業と連携しており、共同研究ができない場合もある。県内大学は、県内企業に優先的に情報提供して

もらいたい。

【委員長】

- ・ 国や県の知的財産に関する支援策は、企業からみて入手しやすい情報かどうか伺いたい。

【委員】

- ・ 知的財産に関する情報は、知らない場合が多い。弁理士や発明協会などから情報を入手している。

【委員長】

- ・ 特許の減免制度を利用する場合、社内で職務発明規定を整備していることが条件となっており、これがクリアできずに申請できない中小企業も多い。職務発明規定など、環境整備の面での支援もが必要である。

【委員】

- ・ 申請する場合、申請費用の他に、弁理士への相談費用なども必要となる。出願、審査、拒絶対応など、それぞれの段階で弁理士に相談すれば、特許1件で100万円以上かかることもある。費用対効果を考えると、中小企業では悩ましい問題である。

【委員】

- ・ 国内でも費用負担が大きいのが、海外出願となるとさらに大きくなる。
- ・ 海外8カ国出願となると、500万円以上の費用が必要となり、海外出願は躊躇するケースが多い。
- ・ 海外での模倣が問題になっているが、模倣防止するためには、その国に特許申請しておく必要がある。

【委員】

- ・ 海外でも特許取得をしておかないと、真似をされて、技術を盗まれただけになってしまう。

【委員】

- ・ 海外進出をする場合、特許技術などを示さないと、現地の企業は興味を持たないことが多い。

【委員長】

- ・ 海外出願の必要性は高まっているのか伺いたい。

【委員】

- ・ 費用負担が大きいため、海外特許の出願は迷うが、製品の出荷先となる国では、特許を取得するようにしている。
- ・ ただし、海外では、防衛目的の場合も多く、費用対効果の面では分かりにくいところもある。

【委員長】

- ・ 海外出願に関する施策として、どのようなことを希望するか伺いたい。

【委員】

- ・ 費用負担の軽減を一番希望する。

【オブザーバー】

- ・ 海外出願費用は高額なため、国も補助制度を実施している。各県にある中小企業支援センターを通じ、1/2補助を行っており、静岡市や千葉県がこの制度を利用し

ている。

【委員長】

- ・ 静岡県国際経済振興会（SIBA）でも海外出願支援を行っており、県内企業であれば利用できる。
- ・ また、国内の出願支援は、静岡市や富士宮市が行っているが、制度は知らないと思えないので、県や市町の制度が一望できるような仕組みが必要ではないか。

【委員】

- ・ 海外は、商標について注意が必要。特に中国。実際に企業名が中国で商標登録されてしまった。今のところ問題は起こっていないが、防御策も対応も分からない状況である。

【委員長】

- ・ ブランド認定、地域団体商標の取組が各地で行われているが、認定取得、商標取得が目的になっている場合が多い。本来は、取得後の品質の維持管理や類似品等への対応が重要だと思う。

【委員】

- ・ 中小企業の場合、知的財産に関する出願を1件も行っていない企業が圧倒的に多い。こういった企業に知的財産に関する意識を持ってもらうことが必要ではないか。
- ・ 行政は、指導や情報提供に取り組むことが必要だと思う。

【委員長】

- ・ どのような取組がよいのか伺いたい。

【委員】

- ・ 先ず、知財の活用意識がない中小企業には、待ちの姿勢ではなく、支援機関のコーディネーターなどが企業を訪問して啓発活動をする必要がある。
- ・ 次に、企業内の特許担当者の育成である。現在、発明協会ではパテント部会といった勉強会を行っているが、そういった勉強会に参加し、経営に役立つ知的財産の活用方法を勉強してもらうのがいい。ただし、これには経営者の理解が必要である。
- ・ 3番目は、一步踏み込んだ知財管理の実施ではないか。実際に知的財産を活用し始めると、特許出願やライセンス契約、権利侵害など、様々な問題が発生する。最初是对応が難しいので、支援機関からアドバイザーを派遣してもらい、問題解決の経験を積む必要がある。
- ・ 発明協会では、20年以上、勉強会を行っており、毎回20から50社が参加している。しかし、経営者が知財の活用に対する意識がないため、会員でも参加できない企業がある。特許の活用が、経営者にとってこんなメリットがあるということを示しながら、知財活用の意識を持ってもらうことから始める必要がある。

【委員】

- ・ 来年度から、国の特許流通アドバイザー、情報活用支援アドバイザーの派遣制度がなくなると聞いているので、県として対応を考えていただきたい。
- ・ 啓発活動を続けなければ、知的財産の取組は進まない。

【委員長】

- ・ 専門家の派遣を受けた経験があれば、意見を伺いたい。

【委員】

- ・ 派遣してもらえば、問題がより具体化し、進展するので助かる。
- ・ ただし、派遣してもらえる企業ともらえない企業がある。地域の商工会議所などが仲介して、零細企業を対象とした勉強会などを行ったらどうか。アドバイザー制度は非常に重要だと思う。

【委員長】

- ・ 特許の活用事例や成功事例などを、様々な研究会などで紹介していくことが重要である。そのような中で、知財の活用の必要性を分かってもらい、さらにパテント部会のような勉強会に参加し、より知識を深めてもらいたい。
- ・ ある程度、特許活用が進んでいる企業についても、事例紹介や専門家の派遣は必要なのか伺いたい。

【委員】

- ・ そのような企業でも、休眠特許をどう活用するかという課題がある。使われていない特許を他社にライセンスしたり、逆に他社からライセンスを受けたりするには、専門家の派遣は必要ではないか。休眠特許として、どのようなものがあるかという情報も入手できていない。

【委員】

- ・ 専門の担当者がいても、なかなか手が回らないのが現状である。専門家に支援してもらえれば助かる。

【委員長】

- ・ 専門家は、弁理士や弁護士が必要なのか。それとも、今の特許流通アドバイザーなどでよいのか伺いたい。

【委員】

- ・ 情報が欲しいので流通アドバイザーでよい。情報をもらえれば、企業内である程度対応できる。

【委員長】

- ・ 県有特許の情報が広く分かりやすくなっていない。ホームページなどで公開して欲しい。
- ・ 県有特許を実際にライセンスする場合に、2つの問題点がある。一つは、独占実施が認められていないこと。もう一つが、一時金が取れないこと。これについて意見を伺いたい。

【委員】

- ・ 企業にとって、一時金を取らないのはありがたい。

【委員】

- ・ 対価は、ビジネスの大きさによる。一時金はとっても良い。一時金は高く、ロイヤリティーを低くするなど可能であり、自由度を持たせたほうが良い。

【委員】

- ・ 基本的に企業は独占を望んでいる。特許という性格上、他社と共有するのは難しい。

【委員】

- ・ 独占実施がなぜ認められないのか伺いたい

【事務局】

- ・ 県有特許は、広く県民に活用する機会を与えたいという理由で、特定の企業などに独占実施は認めていない。
- ・ 最近では、企業の要望として独占実施を望む声も多いことは承知している。
- ・ 以前は、業界全体の共通技術を開発し、業界全体で使ってもらおうという時代があった。その時代の考え方が今も続いていると思われる。

【委員長】

- ・ 他県では、県有特許の移転は県内に限定している場合がある。地域を限定する取組は、大きなビジネスチャンスを逃がす場合もある。県内外の企業でライセンス料を変えるなどの対応はあってもいいが、地域を限定するなど、制限を行うべきではないと考えているが、意見を伺いたい。

【委員】

- ・ 県内企業の活性化、産業振興のためには、県内企業を優先して欲しい。

【委員】

- ・ 県内を優先して欲しい気持ちはあるが、県内だけに限定すると流通が難しくなることも考えられる。

【委員】

- ・ 県内に限定することは難しいが、県内企業には優先的に情報提供したり、ライセンス料に差を設けたりするなど、優遇策はあったほうが良い。

【委員】

- ・ 県内優先も分かるが、基本的にはロイヤリティーによって、研究費を回収することを考えるべきだ。回収して新たな研究開発を行うためには、提供先は制限しないほうが良い。

【委員長】

- ・ 大学は地域制限を設けているのか伺いたい。

【委員】

- ・ 特に地域性は考えていない。求める企業があればどこに対しても技術は提供している。

【委員長】

- ・ 以上で、知的財産に関する現状と課題についての意見交換は終了する。

—以上—

(2) 第2回静岡県知的財産推進指針検討委員会議事録

日 時	平成23年2月1日(火) 13時から15時
場 所	静岡県庁 別館7階 第2会議室B
出席者	静岡県知的財産推進指針検討委員会委員 8名 オブザーバー 1名(関東経済産業局) 事務局: 静岡県経済産業部長、静岡県経済産業部理事 ほか5名
審議事項	指針(案)について
審議内容	○ 事務局から、指針(案)の概要説明 ○ 指針(案)について意見交換

【委員長】

- ・ 指針案について、順を追って意見を伺いたい。
- ・ まずは、「第1 指針策定の趣旨」について意見、質問を伺いたい。

【委員】

- ・ 目的にある知的創造サイクルについて、参考資料で概念図が示されているが、その中の「資金」という表現が適切ではないと思う。

【委員長】

- ・ 事前資料をご覧になっての発言だと思うが、概念図については、修正を事務局に依頼してあったため、本日配布の資料は修正されたものとなっている。
- ・ 知的創造サイクルの活用から創造に向かう矢印に「資金」と記述されていたが、これまでの経験から資金ばかりではなく、知財活用の成功体験などがサイクルをまわす大きな要因であると感じている。資金のみを強調するのは間違っていると思うので、矢印のみの記載にするよう事務局に依頼した。

【委員】

- ・ 矢印の記載事項が気になっていたのですが、その点が修正されたのであれば問題ない。

【委員】

- ・ 矢印を削除した理由をもう一度お願いしたい。

【委員長】

- ・ 活用から創造に向かう矢印に「資金」と記述されていたが、現実には、知財の活用によるライセンス収入(資金)だけが、次の創造、研究開発の動機付けにはなっていないと思う。
- ・ 資金というよりは、それも含めた成功体験が大きな要因になっていることが多く、「資金」という記述は、非常に狭い範囲のみを示しており、適切ではないと考えたためである。

【委員】

- ・ 「資金」という記述は問題ないのではないかと。企業は、ライセンスだけでなく、知財を活用してビジネスを行い、知財に守られることにより、販売額、収入を増やしていく。ここで得られた利益を次の新しい製品開発に利用することは、特別な話ではないと感じる。

【委員長】

- ・ お金の流れだけで見ればその通りであるが、次の開発に向かう大きな動機付けは、資金のみではなく、成功体験など別の要因もあるのではないか。資金のみの記述は、非常に狭い範囲を示すことになる。

【委員長】

- ・ 知財創造サイクルの図については、この修正案でどうか。
(委員から了解を得た。)

【委員長】

- ・ 第2 指針について意見、質問を伺いたい。

【委員】

- ・ 保護について、「それらの整備を行う企業を支援する」とあるが、県が支援するのは企業のみで、大学については行わないのか。

【事務局】

- ・ 権利化、保護の部分については、大学には独自で取組んでもらうことを考えている。保護以外の活用の部分については、支援策を考えている。

【委員長】

- ・ 「戦略的な活用」ということで、活用のみに「戦略」という言葉を使っているが、創造、保護、活用の全てにおいて「戦略」が関わってくると思う。戦略は、創造、保護、活用の全体に掛かって良いと思うが、活用のみとした理由があれば伺いたい。

【事務局】

- ・ 活用されなければ、知財を保有する意味がないため、あえて活用に戦略的という言葉を使った。もちろん活用されるためには、戦略的に創造、保護を進めなければいけないが、最終的に活用することを目指した創造、保護であって欲しいと考え、出口である活用にのみ「戦略的」という言葉を使った。

【オブザーバー】

- ・ 知的財産の戦略的な創造、保護、活用としてはどうか。

【事務局】

- ・ 「戦略的創造」という言葉はあまり使わないのではないか。

【委員】

- ・ 戦略的な創造というのは、ひらめきをそのまま権利化、商品化するのではなく、自社技術と社会的な成長分野をどのように結びつけて商品化していくかということではないか。
- ・ 目標を定め、商品化を進めていく中で、新しいものを創造していく。その時に、知的財産をどう利用していくということが、戦略的な創造の一つではないか。

【委員】

- ・ 企業は、ひらめきからマーケティングを行い、戦略的に事業化を進めていくこともある。それも一つの戦略ではないか。色々なパターンがあると思う。

【委員】

- ・ 企業は、知的財産の維持管理費が負担になっている。それを考えると、ひらめきによるのではなく、本当に会社にとって有効なものかどうかを判断することが戦略ではないか。

【委員長】

- ・ 事務局はどのように考えるか。

【事務局】

- ・ 第2の1について、「知的財産の戦略的な創造、保護、活用」に修正したい。
(委員から了解を得た。)

【委員】

- ・ 「県は」という主語を明記して、県が取り組むことを明確にした方が良いのではないか。

【委員】

- ・ 1 ページ目の「指針の位置づけ」で、それが分かるように表記にしたらどうか。

【事務局】

- ・ 事務局としては、指針は出来るだけシンプルな表現にしたいと考えている。委員のご指摘のように、「指針の位置づけ」の中で、主体が県であることが読取れるような表現に修正をする。

【委員長】

- ・ 保護について、「公開せず秘匿することもある」と記載されており、たまたまあるという表現になっている。企業は意図的に使い分けを行っているので、それが分かるような表現に変更をお願いしたい。
- ・ 推進体制の整備について、「特許流通」となっているが、特許の活用ではなく、特許流通とした理由があれば伺いたい。

【事務局】

- ・ 「秘匿することもある」については、相対的には権利化して公開する方法が一般的であることから、このような表現になっている。これについては、先ほどの戦略的保護の記載方法とあわせて検討したい。
- ・ 「特許流通」については、これまでの国の特許流通促進事業がなくなり、県が独自に特許流通事業を行うことを検討しているため、あえて「特許流通」と表記した。

【委員】

- ・ 人材育成について、漠然とした表現になっているが、具体的な表現が良いのではないか。

【事務局】

- ・ 具体的な内容については、第3 本県の知的財産に関する現状と課題、具体的取組に記載している。指針では、具体的取組の内容を総括した形で、このような記載にしている。

【委員長】

- ・ 第3の知的財産の創造について、ご意見を伺いたい。

【委員】

- ・ 企業の取組について、表彰制度の活用は企業の取組姿勢の問題である。インセンティブの充実は、社内規定の整備で十分対応できるのではないか。

【事務局】

- ・ 表彰制度については、発明協会などでの実施を想定しており、発明協会の取組と

しても記載しているため、ここでは削除することとする。

【委員】

- ・ 大学の取組について、事業化を意識した取組を行うと記載されているが、大学には、事業化よりも学術的な取組を優先してもらいたい。事業化については、企業の役割ではないか。

【委員】

- ・ 大学側としては、学術的な取組のみになると、企業との距離が出来てしまう。これからは、事業化も意識していくことが必要と考えている。

【委員】

- ・ 学術的な役割は必要であるが、使われなければ意味がない面もある。研究のための研究になっても困る。

【委員】

- ・ これまでは学術的な取組が中心であった大学にも、学術研究だけでなく、事業化といった視点も意識してもらいたいという意味での記載ではないか。

【委員長】

- ・ 共同研究については、事業化を意識して欲しいが、本来、大学はアカデミックな取組でなければならないと思う。

【委員】

- ・ 「事業化を意識した研究開発を進める」の記述を「事業化を意識した研究開発も進める」にしてはどうか。

【事務局】

- ・ アカデミックな取組に加えて、さらに事業化の意識も持ってもらいたいといった趣旨での記載であり、ご指摘の通り、「事業化を意識した研究開発も進める」に変更する。

【委員】

- ・ 人材育成について、子供の頃からの取組は重要であるが、発明協会による取組のみが記載されている。県の取組で何か記載した方が良いのではないか。

【事務局】

- ・ 県で人材育成に取り組んでいないわけではない。青少年向けのロボット大会の支援や試験研究機関による身近な科学体験を行う親子教室などを行っている。これらの取組を記載するように検討する。

【委員長】

- ・ 知的財産の保護について意見を伺いたい。

【委員】

- ・ 先行技術調査に関する支援策を活用する旨が記載されているが、来年度から国の支援制度が廃止される予定である。修正したほうが良いのではないか。

【オブザーバー】

- ・ ご指摘の制度は廃止の予定であるが、別の事業で先行技術調査の支援を行う予定であり、このままの記載でも問題はない。

【委員】

- ・ 特許情報活用アドバイザーについて廃止とあるが、これについての対応策はあるのか。

【事務局】

- ・ 来年度、国の事業で知財総合支援窓口を設置する予定である。この知財総合支援窓口が、これまでの特許情報活用アドバイザーが行ってきた支援と同様の支援も行う予定である。

【委員】

- ・ 先行技術調査も知財総合支援窓口で対応できるのか。

【事務局】

- ・ 知財総合支援窓口で対応していく予定である。県が取組む知財に関する支援事業と合わせて、これまでと変わらないサービスを行っていく予定である。

【委員長】

- ・ 模倣対策や侵害対策について、国は対応を予定しているのか。

【オブザーバー】

- ・ 基本的には、来年度から設置予定の知財総合支援窓口での対応を予定している。窓口で対応できない内容があれば、データベースに登録された専門アドバイザーを国から派遣することが出来る制度になっている。専門アドバイザーには、模倣対策、侵害対策を専門とする人もいる。

【委員長】

- ・ 県の取組に外国出願の支援が記載されていないが、追加したほうが良いのではないかな。

【事務局】

- ・ 委員長から事前にご指摘をいただいております、外国出願に対する支援について、追加の記述を検討している。
- ・ 具体的には、「知的財産の専門家や産業支援機関などと連携して、国が実施する中小企業の外国出願助成制度を活用することにより、中小企業の外国出願を支援し、国際競争力の強化を図る。」を追記したい。

(委員からの了解を得た。)

【委員長】

- ・ 9 ページの最後にある、「知財担当者向け研修会の開催」の中で、対象を知財担当者限定するような記載になっているが、地域の勉強会を想定した記載なのか。

【事務局】

- ・ ご指摘の通り、発明協会などで行われている地域の勉強会を意識して記載している。知財担当者には、研究者、技術者も含まれると考えており、特に限定しているわけではない。

【委員】

- ・ 西部地域、中部地域は勉強会が実施されているが、東部では行われていない。各地域で開催できるような取組として記載してはどうか。

【事務局】

- ・ 発明協会の取組として記載しているのは、発明協会が全県で活動できる団体であると考えたからであり、東部での開催についても、発明協会が支援することで実現して欲しいと考えている。

【委員長】

- ・ 知的財産の活用について、ご意見をいただきたい。

【委員長】

- ・ 県試験研究機関の保有する知的財産の実施許諾の手続き方法、必要な申請書類や手順が分かるようにしてもらいたい。また、共同出願の場合の手続きについても同様にお願したい。
- ・ 今どの段階にあって、今後、どのような手続きが必要になるのかを分かるようにしてもらいたい。企業は特許出願を早くしたいと考えており、現在、手続きがどの段階にあるかを分かるようにしてもらえるとありがたい。

【事務局】

- ・ 県試験研究機関の知的財産権について、実施許諾のあり方や出願手続きの迅速化について見直しを行う予定である。企業との共同研究のあり方についても見直しを行う予定であり、本指針(案)の中では、「実施許諾等のあり方などについて再検討する。」と記載した。表現については、ご意見を踏まえて、再度検討したい。

【委員】

- ・ 企業では費用負担の問題もあり、保有する権利の見直しを常に行っているが、県はどうか。

【事務局】

- ・ 出願、審査請求時はもちろん、権利化後についても概ね 3 年スパンで見直しを行い、保有すべきかどうかの審査を行っている。

【委員】

- ・ 特許制度は、独占権を認める代わりに、その技術を公開する制度である。使わない権利は、企業も公的機関も放棄して、みんなが使えるようにすれば、その技術を基に新たな技術開発が行える。大きな見方をすれば、権利放棄することが産業の振興に繋がることもある。なるべく不要なものは放棄してもらうことも大切である。

【委員長】

- ・ 以上で、指針(案)についての意見交換は終了する。

—以上—